

「職場体験実習に係る補償事業」における重要なお知らせ 2025.05～

1 申請受付方針を変更いたします

これまで、申請内容について不明瞭な点が見受けられた場合は、その都度職員よりお電話の上、実習の詳細を確認させていただき、適宜、加筆・修正をいただいておりますが、昨今の申請件数の増加により、従前の頻度での電話対応が出来かねる状況となりつつあります。このままでは、申請から承認まで、これまで以上に時間を要する事態になり兼ねないと判断し、令和7年度4月1日以降の申請受付分より、下記の通りとさせていただきます事となりました。

一部例外を除き、入力された内容を“正”とみなし「受付完了」とさせていただきます。

ついては、ご申請の際は、貴社の責任において、これまで以上に、より一層正確且丁寧な情報をご入力くださいよう、ご協力をお願いいたします。なお、ご申請に関しましては、下記留意事項に了承および同意をいただいたものとみなします。**ご申請前に、必ずご一読**くださいますようお願いいたします。

2 申請時の留意事項

- ◆補償対象か否かの最終的な判断は、保険会社が保険金の請求の都度行うものであり、東京しごと財団は一切関与することはできません。
- ◆申請内容に不明瞭な点があった場合、保険会社の判断により「不備」とみなされ、補償対象外となる可能性があります。
- ◆いずれの事故についても財団（第三者）が理解しえない表記だった場合は、いかなる場合もアシスト出来かねますので予めご了承ください。

“第三者が一読してイメージできる体裁”の具体例（【実習内容】欄）

- × クレジット関連業務 → ○ パソコンを使用した社内掲示物等の作成
- × 各種補助業務、軽作業等 → ○ データ入力、郵送物や宅配物の仕分け作業

- ◆財団⇔保険会社の保険契約の**補償範囲は“日常・レジャーの範囲”に限ります。**よって下記は**補償対象外**です。

- × 【実習内容】 道路交通法（※1）や、警備業法（1号業務～4号業務）などに規定される作業内容
（※1）例：公道への車の誘導等を含むガソリンスタンドスタッフ業務の実習は補償対象外です

- ◆人材派遣や職業紹介を生業（なりわい）としている企業で事業を利用した職場体験実習 および、「障害者雇用に関するコンサルティング」（例：実習のコーディネート）や「障害者雇用支援サービス」（例：農園型サービス、サテライトオフィス型サービス等）を生業（なりわい）としている企業で、事業を利用した職場体験実習は、**補償対象外**です。

ただし、上記サービス以外を担当する職員（社員・スタッフ）の行っている業務を体験する場合は対象となりますので、【実習内容】欄に下記文言をお書き添えください。

- 例 社内清掃、その他事務補助（※人材派遣事業や職業紹介事業を利用した実習ではありません。）
- 例 社内清掃、その他事務補助（※障害者雇用支援サービス事業を利用した実習ではありません。）

- ◆サービスの利用体験（利用者・登録者になることを前提とした体験）は**補償対象外**です。**ただし、職員（社員・スタッフ）の行っている業務を体験する場合は対象となりますので、【実習内容】欄に下記文言等をお書き添えください。**

- 例 社内清掃、その他事務補助（※派遣登録のための実習ではありません。）

【申請・連絡先】 **東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課コーディネート事業係**

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8F

電話 03-5211-2682（受付時間 土日祝・12/29～1/3を除く 9：00～17：00）